

# 令和6年度週休2日工事の制度の改定について

神奈川県建設業協会  
横浜支部説明資料  
令和5年12月21日  
横浜市財政局公共事業調整課

公共工事において更なる週休2日の環境整備を推進するため、令和6年度以降の全工事対象化等、制度の改正を行います。



約100%の工事で適用

## 1. 対象工事の見直し

管内一円工事、土日休工工事、施工期間が30日未満の工事、当初予定価格が500万未満の工事を新たに**適用対象**とします。

現場閉所、及び交替制いずれにもより難しい場合は例外的に適用除外とできます。（例：緊急随意契約による災害復旧工事）

### 週休2日工事

#### 【現場閉所で発注】

⇒現場閉所or交替制の選択可

#### 【交替制で発注】

- ◆ 連続施工せざるを得ない工事
- ◆ 災害復旧工事（本復旧）
- ◆ 完成時期等の制約あり（交通規制等）

### 適用除外工事

- ◆ 現場閉所、交替制いずれも困難な工事  
例 災害復旧工事（緊急随契）
- ◆ 管内一円工事
- ◆ 土日休工工事
- ◆ 施工期間が30日未満の工事
- ◆ 当初予定価格が500万未満の工事



## 2. 同意・不同意の選択の廃止

令和6年度からの時間外労働規制の適用に向けた取組として、同意・不同意の選択をなくし、

**公告対象の全工事で週休2日を実施**します。

週休2日が達成できない場合の工事費の減額、成績評定の減点はありません。

## 3. 週休2日の施工に関する確認書の提出

下請を含めた労働者の週休2日や賃金等の処遇改善が浸透されるよう、元請及び一次下請に対し、

週休2日や賃金を反映した契約を行っている旨の**確認書を監督員に提出して頂くことを予定しています。**

## 4. インセンティブ付与の非適用

・**管内一円工事、土日休工工事**については、発注時点で週休2日の達成が見込まれることから、

**費用の増額補正・成績評定の加点を行いません。**

・**500万未満の工事**については増額補正を行いますが、**成績評定の加点を行いません。**

## 5. その他

施工計画書への法定休日と所定休日を記載 → 休日取得計画書を廃止

## 6. 適用

令和6年4月1日以降に契約する工事から適用予定

## 週休2日での施工に関する確認書

工事名： \_\_\_\_\_

取組形式：（ 現場閉所 又は 交替制 を記載） \_\_\_\_\_

### 請負人(元請業者) 確認事項

- 1 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日で施工することについて十分説明したうえ、理解を得ております（今後、追加がある場合も同様になります）。
- 2 下請け企業（1次）に対し、週休2日を前提とする休日確保や賃金反映などを含めた元請下請契約に基づき、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております（今後、追加がある場合も同様とします）。

令和 年 月 日

受注者名

代表者名 \_\_\_\_\_

### 1次下請人等確認事項

（施工体制台帳に記載される全ての下請負人（一次）が対象）

- 1 元請業者から、週休2日での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております（今後、追加がある場合も同様とします）。
- 2 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日での施工について十分説明したうえで、理解を得ております（今後、追加がある場合も同様とします）。
- 3 下請負人（2次）に対し、週休2日を前提とする休日確保や賃金反映などを含めた元請下請契約に基づき、週休2日での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております（今後、追加がある場合も同様とします）。

令和 年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

1次下請け企業名

代表者名 \_\_\_\_\_

### （お知らせ）週休2日工事における経費補正

本工事における発注者（横浜市）と請負人との契約においては、週休2日の達成状況に応じて費用が補正されます。

※この確認書の原本は、請負人(元請業者)が保管すること。

※請負人(元請業者)は、一次下請業者と契約締結後速やかにこの確認書の写しを監督員に提出すること。